## 重要事項確認書

「生活保護のしおり」でお知らせしているとおり、生活保護を受ける上で保障されていることや 守っていただくことなどがあります。下記の重要事項をご確認ください。

## <重要事項>

` .	主义 + 八/
チェック欄	」 「ちっとができる人は、能力に応じた仕事をして収入を増やす努力をしてください。仕事をしていな
	い人は、仕事を探して、できるだけ草く仕事を始められるように努力してください。また、節約をして安定
	した生活をおくってください。
	※ 働いてもらった収入をきちんと申告すれば、その一部が手元に残りますので、生活のゆとりにつながります。
	ロースから親則正しい生活を送るなど、自分で健康の維持と増進に努めましょう。
	プラグラ しゅうにゅう 月々の収入がどのくらいあるか考えて、計画的な支出に努めましょう。
	**** 家賃や地代を滞納したり、世帯員以外の人を勝手に住まわせたりしないでください。
	保護を受けている間は、お釜の借り入れをすることはできません。
	物: 年金を担保に、銀行などから借り入れをすることはできません。
	不動産を持つこと、自動車を持つこと使用することは、原則として認められていません。(他人の自動車で
	も運転することは禁止されています。)
	生活保護は、あなたの世帯の状況や収入の状況などでその内容が決まります。
	たのような場合は、必ず福祉事務所に連絡してください。
1	仕事をして給与や賞与、寸志などをもらったとき。(世帯にいる高校生のアルバイト収入も答みます。)
2	年金をもらい始めたときや、年金の金額が変わったとき。
3	生命保険や損害保険の保険金をもらったとき。
4	土地や家などの資産を売って収入があったとき。
(5)	仕送りなどの臨時 収 <sup>え</sup> があったとき。
6	精に行くときや、大党、追院したとき、艾は大院差がかわったとき。
7	健康保険証が、使えるようになったときや、使えなくなったとき。
8	交通事故に遭ったとき。
9	引越などで住所が変わったとき、文は家賃や地代が変わったとき。
10	学校に入学したり、卒業や中途退学などをしたとき。
11)	世帯の人数が変わったとき。(出生、死亡、転入、転出など)
	世帯の誰かが仕事を始めたときや、仕事を変わったり、辞めたりしたとき。
13	世帯の誰かが暴力団に関わっていることがわかったとき。
171	
以_	上、上記の重要事項について、確認しました。
	令和
	住

氏